

入湯税のあらまし

1 入湯税を納める人

- ・ 鉱泉浴場（温泉等）を利用される方々の入湯に対して課税するもので、入湯される方々、一人ひとりが納税義務者となります。
- ・ 鉱泉浴場（温泉等）の入湯客に対して課税される一種の消費税的なものであり、旅館・ホテル・保養所・料理店、あるいは、日帰り・宿泊の有無は問いません。

2 入湯税の納付の方法

- ・ 入湯税は特別徴収の方法によります。
- ・ 市長は鉱泉浴場（温泉等）の経営者の方を特別徴収義務者（税金の徴収に便宜を有する者）として指定します。特別徴収義務者には入湯者から税金を徴収していただき、あらかじめ指定された方法で市へ納入していただきます。
- ・ 鉱泉浴場（温泉等）の経営者（特別徴収義務者）は毎月15日までに、前月の1日から同月の末日までの入湯客についての、課税標準（入湯客数）及び税額等必要事項を記載した納入申告書（別紙様式）を提出していただくとともに、納付書（別紙様式）により納入していただきます。

（例：4月1日から4月30日までの入湯者にかかわる納入申告は4月分として、5月15日までに納入申告書に記入して納入することになります。）

※ 入湯客がない場合も入湯客0人、入湯税0円の報告をしてください。

3 入湯税の税額

一般の入湯客（宿泊・日帰りを問わない）1人1日 **150円**

（日帰り宿泊を問わず、1日24時間の計算で、1泊2日の場合は、1日として計算します。）

4 課税免除 次に掲げる者に対しては、**課税免除**となります。

- ・ 年齢12歳未満の者
- ・ 教員が引率する修学旅行及び合宿訓練において入湯する、学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに類する学校の生徒（平成26年7月1日以降）
- ・ 福祉の向上・健康の増進を図るため、市等が専ら市民に使用されることを目的として設置した施設で、市長が別に定めるものにおける浴場に入湯する者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ・ その他市長が特別に必要があると認めたる者

5 入湯税のつかいみち

- ・ 入湯税は法律によって使い方を決められている税金です。

環境衛生施設（一般廃棄物処理施設・ふん尿等の処理施設・公衆便所・上水道施設・下水道終末処理施設）や鉱泉源の保護管理施設、消防施設（消防用自動車・消防施設・消防水利・消防車両進入路等）及び観光施設（観光宣伝事業・観光催事・観光宣伝・観光調査・観光施設整備）整備などに要する費用に充てるための目的税です。

6 特別徴収義務者の内容変更等の届け出

- ・ 特別徴収義務者は次に掲げる事項に該当、又は変更があった場合は直ちにその旨を申告してください。
 - ① 鉱泉浴場（温泉等）の休止又は廃止及び経営の開始
 - ② 特別徴収義務者の住所、名称、氏名等の変更
 - ③ 鉱泉浴場（温泉等）所在地の変更

7 入湯税の過少申告又は^{いんべい}隠蔽があった場合

- ・ 特別徴収義務者が入湯税の過少申告又は不申告があった場合は、正当な理由がある場合を除き、加算金を徴収することになります。
- ・ 特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して申告、又は申告しなかった場合においては、その計算の基礎となる入湯税額に乗じて計算した金額を重加算金として徴収することになります。



★入湯税に関するお問い合わせ先
茅野市役所 市民環境部 税務課
諸税係 入湯税担当まで
TEL 72-2101（内線179）